

職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの事案につきましては、市民の皆様の信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて交通法規の遵守と安全運転の徹底に努めてまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
環境局	主査	43歳	男	戒告

2 処分年月日

令和5年12月22日（金）

3 事案概要

当事者は、令和4年10月25日13:45頃、緑区内の道路を自家用車で進行中、対向車線にはみ出し、対向進行してきた自動車と衝突し、全治約3カ月の怪我を負わせる人身事故を起こしたもの。

その後、千葉区検察庁に書類送致され、令和5年3月10日付けで、千葉簡易裁判所から略式命令により、過失運転致傷の罪で罰金50万円に処せられたもの。